令 和 4 年 度

定 期 監 査 報 告 書

渋谷区監査委員

㊞

４渋監発第２８号
令和４年１０月１４日

渋谷区議会議長
渋　谷　区　長
渋谷区教育委員会　殿
渋谷区選挙管理委員会
渋谷区監査委員

渋谷区監査委員　國　貞　美　和

渋谷区監査委員　吉　井　敏　昭

渋谷区監査委員　佐　藤　真　理

令和４年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定に基づき、令和４年度定期監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

１　監査の期間

令和４年４月１日（金）から同年９月２６日（月）まで

２　監査の対象

（１）対象箇所

ア　渋谷区組織規則（昭和４０年区規則第１７号。以下「組織規則」という。）に定める本庁の部課（センター及び室を含む。）並びに本庁行政機関及び地方行政機関

イ　渋谷区保健所処務規程（昭和５０年訓令甲第１１号）第４条に定める保健相談所

ウ　渋谷区会計管理室の組織に関する規則（平成１９年区規則第４５号）に定める会計管理室

エ　区議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

オ　渋谷区教育委員会事務局組織規則（昭和５９年教育委員会規則第２号。以下「教育規則」という。）に定める部課

カ　小学校、中学校、幼稚園、幼保一元化施設、教育センター、図書館

キ　組織規則に定める本庁の部課及び教育規則に定める部課の所管する施設

ク　各施設内に設置されている災害用備蓄倉庫（当該施設の監査に併せて実施した。）

（２）対象範囲

令和３年度に執行した区の事務及び事業の全般を対象とし、財務に関する事務の執行について、監査を実施した。ただし、必要と認めるときは、他の年度についても対象とした。

なお、施設に関しては、管理運営状況を監査した。

３　監査の方針

上記対象範囲について、渋谷区監査委員監査基準（令和２年２月２６日監査委員決定）にのっとり、監査を行った。

なお、実施に際しては、収入支出、契約、財産管理等の財務事務が法令、条例等に適合し、適法かつ適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向けて、最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意した。

（１）区税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
（２）予算が適正かつ効果的に執行されているか。
（３）会計処理は適正になされているか、計数上の誤りはないか。
（４）契約事務は適正に行われているか。
（５）財産管理は適正になされているか。
（６）事務事業の管理運営が適正に行われているか。
（７）施設の管理及び運営は適切に行われているか。
（８）前回指摘事項に係る是正はなされているか。

施設監査については、施設（建物、工作物及びこれらに付属する設備、機器をいう。）の維持管理、安全管理及び運営管理について、法令、条例等に基づいて監査した。

４　重点項目

委託料

令和３年度に、執行された委託料について、以下の点を主眼として、監査を行った。

（１）委託の内容は適切か。性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
（２）委託の相手方及び選定方法は適切か。
（３）委託料の算出根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
（４）委託料の支出は適正な時期に行われているか（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号））。
（５）委託料の支出、精算報告は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
（６）委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３４条の２第１項及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１５）。
（７）委託等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
（８）委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか（法第２３４条の２及び令第１６７条の１５）。

５　監査の結果

対象事務については、おおむね適正に執行されていると認められる。ただし、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられたので、口頭で注意した。

指摘事項については、次に述べるので、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

（１）重点項目について

委託料について、重点項目として監査を行った結果、以下のような事例が散見された。

ア　契約締結の決裁において、渋谷区処務規程（昭和４０年訓令甲第１４号。以下「処務規程」という。）に基づき、契約金額が１千万円以上２千万円未満の契約については、副区長決裁とすべきところ、課長決裁で行っていたもの、部長決裁とすべきところ課長決裁で行っていたもの等決裁区分が誤っているもの

イ　契約の仕様書に成果物である実績報告書等を区に提出すべきところ、未提出のもの、また、提出はされているものの、契約の決裁権者である部長まで供覧されていなかったもの

ウ　各課契約の契約締結に係る決裁完了前に契約締結されていたもの

エ　契約締結に係る原議において、各課契約とする根拠規定が未記載のもの、また、渋谷区契約事務規則（昭和３９年区規則第２２号。以下「契約事務規則」という。）第４条を適用する契約の範囲（令和３年１２月２１日付け総務部長通知）の１から３１のいずれに該当するか未記載のもの

オ　特命随意契約の決裁において、特命随意契約依頼書が添付されていないもの、また、特命随意契約とする根拠が未記載のもの

カ　契約締結の原議において、仕様書が添付されていないもの、また、仕様書

の内容に不備があるもの

キ　委託契約の一部が再委託されているものの、再委託の申請が事業者から提出されていないもの、また、再委託の通知が契約課より送付されているものの、決裁権者まで供覧されていないもの

以上のような状況は、契約事務規則や処務規程に関する知識が担当職員に不足しており、また、管理監督者による組織内でのチェックや適切な職員指導が十分に行われていないことによるものである。

管理監督者は、小さなミスが積み重なり大きな事故につながることを念頭に置き、事務処理における責任を自覚され、法令はもとより規則、通知等を再度確認のうえ、適正な契約事務を徹底されたい。

また、契約事務を統括する総務部契約課においては、このような状況を踏まえ、適正な契約事務が全庁的に確保されるよう、引き続き実効性のある指導に努められたい。

（２）指摘事項

ア　出張所のレジスター及び金庫の管理について

上原出張所の監査において、レジスターの引き出しが常時開いた状態となっていた。また、金庫の管理についても、所長が行うこととされているものの、実際は朝当番が金庫から手提げ金庫の出し入れを行っており、金庫の鍵を職員全員が開けられる状況になっていた。

今後は、事故防止や不正防止の観点から、レジスター使用後は必ず閉めることを出張所全体で周知・徹底するとともに、金庫の管理は原則に戻り、所長又は副所長が行うよう定期的に確認し、公金の安全性の確保を徹底されたい。

（区民部地域振興課）

イ　遊具の安全点検について

（ア）広尾保育園、富ヶ谷保育園及び初台保育園の施設監査において、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）」及び一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準ＪＰＦＡ－ＳＰ－Ｓ：２０１４」に、点検項目の一つとして記載されている「安

全領域」が十分に確保されておらず、危険性が危惧される遊具が散見された。

また、令和３年度の区立保育園１４園に係る遊具点検委託契約の仕様書において、当該指針及び規準の点検要領に準じて行う旨記載されているものの、「安全領域」について、仕様書の業務内容、作業報告書ともに記載が見受けられなかった。

このことについて、所管課からは、契約の仕様書及び報告書には、安全領域の点検項目を追加するとともに、報告書で「否」と判定された遊具については、速やかに、緊急工事や修繕等を行い、改善されるまでは、常に保育士を配置し、安全の確保に努める旨回答を受けた。

今後は、当該指針及び規準に基づいた、遊具の安全点検を実施し、報告書の判定に基づき、遊具の適切な維持管理、修繕、移設及び更新に取り組むことで、強い決意を持って、園児の安全の確保に努められたい。

（子ども家庭部保育課）

（イ）幼保一元化施設である山谷かきのみ園の施設監査において、小型複合遊具のブランコ部分安全領域内にリンゴの木があり、さらに同小型複合遊具の滑り台部分安全領域内にあんずの木の枝葉の徒長が見られた。また、鉄棒の安全領域内には可動式プランターが配置され、鉄棒下に敷設されたマットと地面との間には段差が生じていた。

また、所管課で実施された遊具点検委託報告書には、山谷かきのみ園及びその他の施設の遊具において「機能判定・総合判定」で「Ｃ」、すなわち異常があり、修繕又は対策が必要であり、修繕完了までは使用不可、場合により使用可、と判定され、かつ安全領域に係る個々の点検項目の判定で「否」とされた遊具について、修繕等適切な措置が講じられていなかった。

このことについて、所管課からは、リンゴの木の伐採及びあんずの木の剪定を実施し、可動式プランターについては、安全領域外に移動した。また、鉄棒下の段差については施工方法を検討するなど適正に対応する旨回答があった。さらに、点検結果で「否」と判定された遊具については、危険性・緊急性等を総合的に判断し、必要に応じて移設及び更新も視野に入れて検討する旨報告を受けた。

今後は、点検報告結果に基づき、危険性・緊急性等を総合的に勘案しつ

つ、必要に応じて修繕、移設及び更新を視野に入れて検討するなど、速やかに対応し、遊具の安全性確保と正常な機能の維持を図り、児童・生徒の安全確保に努められたい。

（教育委員会事務局教育政策課）

ウ　長谷戸小学校１階の校庭への避難口について

長谷戸小学校の施設監査において、避難口誘導灯により誘導されていた１階体育教材室と図工室の間の廊下から校庭への出入口を確認したところ、出入口の内側・外側ともに避難の支障となる物品類が置かれ、出入口外側の校庭に至る通路上には大型の室外機が設置されていた。また、当該出入口に隣接する体育教材室の校庭への出入口についても、室内に避難の支障となる物品類や転倒の恐れのある棚等が置かれていた。

災害発生時の避難の支障となる恐れがあるため、当該出入口が避難口として関係法令等に適合しているのか、所管課に確認したところ、当該出入口から校庭へ至る経路とは別であるところの正面玄関昇降口の校庭への出入口へ至る経路が関係法令上の避難経路として設定されており、関係法令の基準を満たしているとの回答を受けた。そうであるなら、当該出入口直近にある避難誘導灯は設置時から現在に至るまで当該出入口、もしくは法令上の避難口とは逆方向へ避難者を誘導していると見られ、避難者の滞留や混乱を招く恐れがあるため、速やかに消防機関と協議を行い、適切な誘導灯の改修を行うことを検討されたい。

また、関係法令上の基準は満たしているとはいえ、設定している避難口は最も離れた階段や居室からは、避難時には遠回りとなり距離があるのではないか、との印象を受ける。そのうえ、設定している避難口近くの主事室や給食室での火災発生を想定した場合、避難経路を複数確保することなども検討の余地があるのではないかと考えられる。

加えて、学校現場の避難経路の認識が十分でないことも考えられるとの所管課からの回答があった。災害発生時には安全で迅速な避難が必要不可欠であり、長谷戸小学校に限らず、各学校の教職員が災害発生時の避難経路を十分に認識するためには、所管部局がマニュアルを作成するなど、所管部局と学校現場がより一層の意思の疎通を図り、緊密な連携を深めて、安全で迅速な避難経路の確保を徹底されたい。

（教育委員会事務局教育政策課）

（３）改善を要する事項

ア　会計年度任用職員について

昨年度重点項目であった会計年度任用職員について、昨年度指摘した事項が今年度も是正されていない事例が見受けられた。

・任用の決定は、任命権者である部長決裁としているところであり、勤務条件通知書の送付、承諾書の収受についても、任用決定の一貫であるため、部長決裁若しくは部長供覧が必要であるが、部長決裁若しくは部長供覧がされていないもの

・年次有給休暇の付与日数が、本来付与すべき日数でなく、誤った日数が付与されていたもの

・週休日の指定について、本来であれば、前月末日までに所属長決裁により本人あて通知すべきところ通知されていなかったもの

・報酬を支払う際の勤務状況報告書の人事課への報告について、本来であれば、所属長決裁により報告すべきところ、未決裁のまま、人事課へ報告されていたもの

以上のような状況は、会計年度任用職員に関する知識が担当職員に不足しており、また、管理監督者による組織内でのチェックや適切な職員指導が十分に行われていないことによるものである。

また、会計年度任用職員事務を統括する総務部人事課においては、昨年度監査後にマニュアルやＦＡＱの作成を実施したところであるが、このような状況を踏まえ、今後もより一層実効性のある指導に努められたい。

イ　補助金等の受入れの決裁区分について

補助金、分担金及び負担金（以下「補助金等」という。）の受入れの決裁において、処務規程第８条から第１１条までの決裁区分で決裁されていない事例が見受けられた。同様に、渋谷区文書管理規程（平成３１年訓令甲第１号）第１９条にのっとり、供覧されていない事例が見受けられた。

補助金等の受入れについては、交付申請、変更交付申請、精算、事業報告など一連の事務において、処務規程等にのっとり、同一の決裁区分で処理することが求められるが、交付申請時と精算書に係る提出時又は請求書に係る提出時で決裁区分が異なる事例が見受けられた。

補助金等を受け入れる所管課においては、補助金等の受入れの流れ、処務規程等を再度確認し、適正な事務執行に努められたい。

6　総括意見

今回の監査では、委託料を重点項目として実施したが、法令、契約事務規則等を十分に確認、理解せずに事務執行されている事例が散見された。

契約プロセスの公正性や透明性、経済性の確保の観点から、地方公共団体の契約は競争入札が原則であり、特命随意契約や各課契約等は例外的にのみ認められることとされている。しかし、所管課の契約担当者は、概してこの基本認識が希薄であり、安易に既契約事業者との特命随意契約等を志向する傾向が広く見受けられる。特命随意契約等の取り扱いについて、法令はもとより規則、通知等の確認を徹底するとともに、契約を行う際には、所管課及び契約課において法令該当理由の確認を徹底されたい。

また、これまでの監査において指摘した事項について、依然として改善が図られていない事例が散見された。こうした状況が繰り返される背景には、職員の職務に対する知識が不足しているのではないかと考えられる。また、前例踏襲の事務執行体制から脱却しておらず、組織としてのリスクマネジメントが不十分であると言わざるを得ない。

所管課においては、事務処理に改善を要する事例を組織全体の課題と捉え、再発防止を真剣に講じる時期に来ているとの認識を持たれたい。そのうえで、継続的な事務処理の見直しを行うためのマニュアルや業務フローの整備など、複数職員による執行の確認や組織として全体のチェック体制を徹底し、さらに、職員一人ひとりにおいても、職務の根拠となる法令等の知識の習得に努め、根拠を意識した事務執行に取り組まれたい。

また、管理監督者は自らの職責を自覚するとともに、他部署で発生した事例なども参考として様々なリスクが存在することを認識し、職員の指導や育成を通じて、組織的なリスクマネジメントの強化を図り、適正な事務の執行体制の強化に取り組まれたい。

今回、指摘事項とした出張所のレジスター・金庫の管理や保育園・学校等における遊具点検委託報告書で「否」とされた遊具については、いずれも大きな事故には至らなかったものの、今後は大きな事故に繋がりかねない。公金の安全性の確保や児童・生徒の安全確保の観点からもリスクマネジメントの強化・徹底を図られたい。

新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会経済の動向等、今後の見通しが不透明な中、行財政改革の推進とともに、その変化に迅速に対応し、真に必要な区民サービスの維持、向上を目指して、最少の経費で最大の効果を生み出す施策に着実に取り組み、区民から信頼される区政運営に努められたい。